

対象の方は申請をお忘れなく！

申請期限は
9月30日(金)まで！
問い合わせ
ふくし課 内線137

- ・令和4年度住民税が非課税の世帯の方
- ・住民税が課税されているか確認できない世帯の方

臨時特別給付金
支給額 10万円/世帯

▶対象 対象の詳細は町ホームページへ

- ①令和4年度町民税(均等割)非課税である世帯の世帯主
- ※市町村民税課税者に扶養されている方は除く
- ②世帯全員が住民税を課税されておらず、令和4年1月2日以降に町に転入し、住

民税の情報が無い方を含む世帯の世帯主または住民税が未申告である方を含む世帯の世帯主

▶申請方法 7月1日にお知らせと確認書または申請書を送付しています。申請を希望する方は、同封の返信用封筒を利用して9月30日(金)までに

原則郵送(消印有効)で確認書または申請書を提出してください。

【送付したもの】

- ①の方…住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金確認書
- ②の方…住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)

令和4年1月1日以降に家計が急変した方

臨時特別給付金
支給額 10万円/世帯

▶対象

詳細は町ホームページへ
・令和4年1月以降に新型コロナ

ウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した方
・収入が減少した結果、令和

4年度分の均等割が課税されている世帯員それぞれが住民税非課税相当となった方

住民税が均等割のみ課税されている世帯の方

生活応援給付金
支給額 5万円/世帯

▶対象 申請日時点、町内に住民登録があり、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円)の支給を受けていない①または②のいずれかに該当する世帯の世帯主

- ①令和3年度住民税が均等割のみ課税されている世帯
- ※同一世帯の構成員が令和3年度住民税均等割のみ課税または非課税であること
- ②令和4年度住民税が均等割

のみ課税されている世帯
※同一世帯の構成員が令和4年度住民税均等割のみ課税または非課税であること

共通事項

詳細はコチラから→



●どこに

申請・相談をすればいいの？

・会場

役場3階 第3委員会室

・時間

平日午前9時～午後4時

・持ち物

申請書、必要書類

※申請書、申請に必要な提出書類などの詳細は町ホームページへ

●注意

・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と生活応援給付金の重複受給は不可

- ・支給は1世帯1度に限る
- ※審査あり。審査の結果、支給対象外となる可能性もありますのでご承知おきください。
- ・個別の案件や対象の可否は電話での回答不可。必要書類を持参し、申請会場へ